



愛媛県報

令和6年11月19日火曜日 第562号

発行 愛媛県

◇ 目 次 ◇ 規 則

- 愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則の一部を改正する規則.....（薬務衛生課）... 813

告 示

- 指定自立支援医療機関の指定.....（健康増進課）... 814
- 大規模小売店舗の廃止の届出.....（経営支援課）... 814
- 保安林予定森林（3件）.....（森林整備課）... 814
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生.....（水産課）... 815
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅.....（"）... 815
- 建設業者の許可の取消し.....（中予地方局管理課）... 815
- 道路の区域変更（県道伊予松山港線）.....（"）... 816
- 道路の供用開始（"）.....（"）... 816
- 道路の供用開始（一般国道378号）.....（南予地方局八幡浜土木事務所）... 816

公 告

- 争議行為の通知の公表.....（労政雇用課）... 816

規 則

○愛媛県規則第41号

愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年11月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則（昭和27年愛媛県規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表第1（第4条、第5条関係） 衛生環境研究所使用料表					別表第1（第4条、第5条関係） 衛生環境研究所使用料表				
検査分類	試験項目	検体の量	単位	使用料金額	検査分類	試験項目	検体の量	単位	使用料金額
1～7 省略					1～7 省略				
8 水道水	ア～ケ 省略				8 水道水	ア～ケ 省略			
	コ ベ ル フ ル オ ロ （オクタン—1— スルホン酸）（別 名 P F O S ） 及 び ベ ル フ ル オ ロ オ ク タン酸（別名 P F O A ） 検 査	2 リ ット ル	1 検 体	55,000円					
9～26 省略					9～26 省略				

附 則

この規則は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第1015号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和6年11月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地	開 設 者			担当しようとする 医療の種類	指定年月日
		氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
愛らんど薬局余戸店	松山市余戸中1丁目2番27号	株式会社瀬戸内調剤薬局	松山市山越3丁目5番26号	代表取締役 嶋 本 光 佑	精神通院医療（薬局）	令和6年 10月1日
愛らんど薬局松末店	松山市松末2丁目17番26号	株式会社瀬戸内調剤薬局	松山市山越3丁目5番26号	代表取締役 嶋 本 光 佑	精神通院医療（薬局）	令和6年 10月1日
愛らんど薬局はなみずき店	松山市古川北3丁目4番13号	株式会社瀬戸内調剤薬局	松山市山越3丁目5番26号	代表取締役 嶋 本 光 佑	精神通院医療（薬局）	令和6年 10月1日
愛らんど薬局上灘店	伊予市双海町上灘甲5350番地10	株式会社瀬戸内調剤薬局	松山市山越3丁目5番26号	代表取締役 嶋 本 光 佑	精神通院医療（薬局）	令和6年 10月1日
イオン薬局今治馬越店	今治市馬越町4-8-1	イオンリテール株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	代表取締役 井 出 武 美	精神通院医療（薬局）	令和6年 11月1日

○愛媛県告示第1016号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする旨の届出があった。

令和6年11月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

大規模小売店舗 の名称	大規模小売店舗 の所在地	大規模小売店舗内の店舗面積の 合計が基準面積以下となる日
エディオン大洲店	大洲市東若宮18-5	令和6年8月19日

○愛媛県告示第1017号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和6年11月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 保安林予定森林の所在場所

今治市上浦町甘崎4231の3、4232の1、4232の3、4234の1、4234の3、4235、4236、4237（次の図に示す部分に限る。）、4238から4240まで、4245から4247まで、4253の1、4253の3、4259の2、4259の3、4264の1、4264の3、4266の1、4267の1、4269、4285

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

上浦町甘崎4235・4236・4238・4239・4266の1・4267の1・4269・4285（以上8筆について次の図に示す部分に限る。）、4237

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所

在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1018号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和6年11月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 保安林予定森林の所在場所

今治市上浦町井口8061の8・8062の8（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、8053の2、8053の5から8053の7まで、8053の9、8053の11、8053の12、8055の2、8060の2、8060の4、8061の2から8061の4まで、8061の6、8062の2、8062の4、8062の5、8062の7、8063の2、8063の4から8063の6

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

上浦町井口8053の7・8053の9・8053の11・8053の12・8062の4・8062の5・8062の7・8063の2・8063の4（以上9筆について次の図に示す部分に限る。）、8061の8、8062の8

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1019号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

令和6年11月19日

愛媛県知事 中村時広

1 保安林予定森林の所在場所

今治市上浦町井口8293の1、8293の4、8294の5、8294の7、8294の8、8295の1、8295の2、8295の3、8295の5・8295の6(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

上浦町井口8293の1・8293の4・8294の5・8294の7・8294の8・8295の1・8295の2・8295の3(以上8筆について次の図に示す部分に限る。)、8295の5、8295の6

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1020号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則(昭和27年農林省令第18号)第25条の規定により告示する。

令和6年11月19日

愛媛県知事 中村時広

(愛媛県中予地方局農林水産振興部水産課管内)

北条加入区

○愛媛県告示第1021号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生(令和2年11月愛媛県告示第1252号)による保険に付すべき義務は、令和6年11月18日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則(昭和27年農林省令第18号)第25条の規定により告示する。

令和6年11月19日

愛媛県知事 中村時広

(愛媛県中予地方局農林水産振興部水産課管内)

北条加入区

○愛媛県告示第1022号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和6年11月19日

愛媛県知事 中村時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-2)第11960号	令和2年6月30日	(有)エーシー電設	西原 悟	松山市太山寺町甲720-25	令和6年10月1日	電気工事業	建設業の廃止
(般-3)第17874号	令和4年3月15日	(株)杉住宅	中川あゆみ	松山市柳井町1-13-8	令和6年10月1日	建築工事業	建設業の廃止(一部)
(特-5)第18011号	令和6年3月27日	(株)真廣建設	渡部 真也	松山市南高井町1842-3	令和6年10月1日	建築工事業、大工工事業 左官工事業 とび・土工工事業 石工事業、屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 鋼構造物工事業 鉄筋工事業、板金工事業 ガラス工事業、塗装工事業 防水工事業 内装仕上工事業 熱絶縁工事業、建具工事業	建設業の廃止
(般-3)第4388号	令和3年12月25日	アイティー(株)	大上 忍	松山市今在家1-3-7	令和6年10月2日	土工工事業 とび・土工工事業 水道施設工事業	建設業の廃止(一部)
(般-2)第18560号	令和2年11月9日	神幸技術(株)	上原 久幸	松山市高岡町799-19	令和6年10月21日	とび・土工工事業	建設業の廃止
(般-2)第18446号	令和2年4月7日	(株)空太	樋野 正志	松山市客甲72	令和6年10月29日	塗装工事業	建設業の廃止(一部)

○愛媛県告示第1023号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 6 年11月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	伊予松山港線	松山市南吉田町377番 1 から 同町513番 4 まで	旧	メートル 12 2～16 6	キロメートル 0 .074	
			新	12 2～21 2	0 .074	

○愛媛県告示第1024号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 6 年11月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	伊予松山港線	松山市南吉田町377番 1 から 同町513番 4 まで	令和 6 年11月19日

○愛媛県告示第1025号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 6 年11月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	378号	八幡浜市川上町上泊甲812番地 1 から 同町上泊甲221番地 1 まで	令和 6 年11月19日

公 告

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛地方労働組合執行委員長松岡孝典から次のとおり争議行為を行う旨の通知が令和 6 年11月 7 日あったので公表する。

令和 6 年11月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 事件 2024年年末一時金・その他に関する事項
2 日時 2024年11月20日正午以降本問題が完全解決に至る間
3 場所

法 人 名	所 在 地
一般財団法人創精会	松山市美沢 1 - 10 - 38

- 4 概要 前記記載の場所においてあらゆる形の争議行為を単独または併用して実施する。